

## ※裁量世帯とは

次の①～④のいずれかに該当する世帯です。

- ① 住宅名義人又は同居者に、次のア～ウに該当する方が一人以上いる場合
  - ア. 身体障がいのある方（障がいの程度が「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号の1～4級まで）
  - イ. 精神障がいのある方（障がいの程度が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」の第6条第3項に規定する1級～2級まで）
  - ウ. 知的障がいのある方（障がいの程度がイの精神障がいと同程度）
- ② 入居名義人が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の方である場合
- ③ 入居名義人又は同居者に次のア～エに該当する方がいる場合
  - ア. 戦傷病者でその障がいの程度が「恩給法」の特別項症～第6項症又は第1款症の方
  - イ. 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
  - ウ. 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない方
  - エ. ハンセン病療養所入所者等
- ④ 同居者に小学校就学前の方がいる場合